

特254

705

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

日 本 聖 公 會

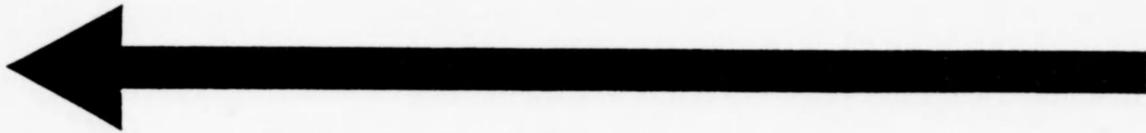
松 井 米 太 郎



東 方 書 院



始



特254
705

日本聖公會

松井米太郎

目次

一、英米其他の傳道協會……………一
二、世界に於けるアングリカン教團……………三
三、アングリカン教團と日本聖公會……………五
四、日本聖公會の現行法憲法規……………七
五、日本聖公會と聖書及び信經……………二一
六、日本聖公會の聖餐……………二五
七、日本聖公會の聖職……………三三
八、日本聖公會の禮拜……………三七
九、日本聖公會の現勢……………三〇

日本聖公會

松井米太郎

一、英米其他の傳道協會

近代に於ける我邦基督教の布教は、實に安政六年(西曆一八五九年)に、米合衆國プロテスタント・エビスコバル・チャーチから派遣せられた宣教師ジェ・リギンスと、シー・エム・ウキリアムスの來朝に始まる。此兩人は何れも聖公會に屬する者なるが故に、我邦に於ける聖公會最初の宣教師であると共に、我邦一般の基督教布教に先鞭を着けたものである。先是此人々は支那上海に住んで、布教に従事して居たが、安政二年に日米通商條約が締結せられた結果、前記本國傳道協會の名により、轉任して來たのである。然るにリギンスは、支那で感染したマラリア熱が再發して、幾許もなく歸國するの止むなきに至つたが、ウキリアムスは其後半世紀の間或は宣教師として、或は傳道監督として、長崎に大阪に、東京に京都に活動を續け、多數の人々を救拯に導き、幾多の教會を創立し、基督教教育の基礎を築き、多くの人材を養成し、日本聖公會の創立に貢献し、美はしき聖徒的の生涯の範を示し、遂に明治四十三年(一九一〇年)故國で世を逝つた。

米國聖公會、最初我邦へ宣教師を派遣してより十年を経たる明治二年（一八六九年）に、英國チャーチ・ミツシヨナリ・ソサイエター（C. M. S.）は、其最初の宣教師ジ・エンソーを派遣し、越えて明治四年にはバーンサイドを送つた。何れも居を長崎にトし、布教に従事したが、二人とも病に罹り間もなく歸國した。然るにエンソーは其後四十餘年を経たる明治の末期に再び來朝し、東京に在つて布教したが、歸英の途、船中にて病歿した。最初の宣教師に引續いて派遣せられた人々は、九州、大阪、東京などを中心として布教した。

降つて明治六年（一八七三年）には、英國に於ける今一箇の聖公會傳道協會、ソサイエター・フオア・プロバゲーション・オブ・ゼ・ゴスペル（S. P. G.）は、宣教師ダブルユ・ビー・ライト及びエー・シー・ショウを派遣し、東京横濱を初め東海道各地に布教した。

明治廿一年（一八八八年）カナダ聖公會は、其最初の宣教師ジェ・シー・ロビンソンを送り、明治廿三年にジェ・ジー・ウオーラを送つた。此人々は初め本國傳道會の定めた方針に従ひ、さきに云へる英國傳道協會（M. S. C.）若くはS. P. G.の何れかに屬して布教したが、後にカナダ聖公傳道協會（M. S. C.）の名の下に、中部地方（岐阜、愛知、新潟諸縣を含む）と稱する一地方部を受持ち、主として布教と教會設立に従事して居る。

大正三年（一九一四年）殿として、濠洲聖公會は、初めて宣教師イー・アール・ハリソンを我邦に遣はした。此人は千葉市を中心として熱心に活動したが、其後故あつて、濠洲聖公會は、我邦から傳道の手を引き、ハリソンは米國ミツシヨンに屬し、今は秋田市にあつて布教して居る。

前述の如く、米國を初め其他アングロ・サクソンの系統に屬する各國に依て傳道が開始せられたのみならず、其後

七十五年を経たる今日まで、幾百の宣教師と二十人の傳道監督を派遣し、各傳道協會の特色を發揮して布教を續け、何れも我日本聖公會の建設と發達の爲に大なる貢獻をなした。

二、世界に於けるアングリカン教團

現今全世界に亘つて、アングリカン教團と名づくる一大宗教團がある。此名稱は、最初は英國に居住する英國人の教團を意味して、全く地方的民族的であつた。然るに今はそれが一變して、英國教會（チャーチ・オブ・イングランド）が、古來保持して今日に至つた教理と理想に基ける信仰の上に立ち、英國教會と完全なる交際を保つ教會の總稱となり、かゝる教會ならば何れの國、如何なる民族の中に在つても、此名稱を以て呼ぶこととなり、其意味は全く教會的、教理的となつた。

斯くなつた理由は、此教團の存在する地域が年と共に擴大され、其内容に他の分子が加はつたからである。即ち英國民が膨脹して他國に移住するにつれ、教會もまた國境外に發展し、世界到る處にアングリカン教團を見るに至つたのと、今一つは此教團に依て行はれた所謂外國傳道の結果として、新にアフリカ、印度、支那、日本等の如き異國民、異人種のうちに、土着教會が成立し、之等の教會は自然英國教會と母子の關係を生じ、信仰、職制、禮拜等に於て、兩者共通の點を有し、友誼的交際を保つに至つた。之が今日のアングリカン教團の内容で、名稱の意味に變化を來した所以である。

然らば此教團に共通の教理及び理想如何と云ふに、之を一言に言明せば、「普公的信仰（キヤトリック・フェース）

若くは「使徒たちよりの唯一の聖公會（ワン・アポストリック・チャーチ）の信仰」である。即ち教理に就て云へば、舊新約聖書に含まれ、使徒信經とニケア信經に記述せられ、福音の聖典と祈禱書に示されたる初代教會の儀式（地方に依て適用を異にするも）及び歴史的三聖職（監督、長老、執事）に保護せられたる處の、キリストに關する眞理である。而して之等の教理を實現する理想如何と云へば、それは聖書の自由討究、牧會的祭司、共同禮拜、禮拜と一致したる行爲の標準、及び眞理を愛して恐れざるの精神などである。アングリカン教團は、之等の理想を實現せんがために、神秘家、學者、宣教師、官吏其他幾百萬の神の僕たちは、各其立場に於て、己を捧げて盡しつゝある。

さて以上述べて来たやうに、同じ信條を守つて、全世界に散在する個々の信者、教會、教區若くは管區を、一箇の巨大なる教團として、歩調を揃へて進み行く爲に、其中央に如何なる機關があるかと云へば、組織の上から云つては何物も無いのである。たゞ精神的、徳義的に統一を謀り、交際を厚くするための機關として、同じ教團に屬する全世界の監督が、十年毎に一度づつ集つて開會するラムベス會議なるものがあるのみである。之が羅馬カトリック教會と聖公會と、組織の上に於て異なる一の點である。羅馬カトリック教會は所謂中央集權の最も甚だしきもので、組織上法王が其中心となつて居る。然るに聖公會は、希臘正教會其他の東方教會と同じく、地方自治の組織體である。

此組織は基督教初代の四世紀間に發達したもので、當時の管區、教長區は何等行政的の連結に依て縛られて居なかつた。眞の聯絡は共通の信仰に基く共通の生活、共通の聖典及び教會の見えざる頭首に對する共通の忠誠であつた。而して此地方自治制は、第四世紀に至つて羅馬カトリック教會が起した要求と、他の傾向の爲に攪亂せらるゝに至つたのである。して見るとアングリカン教團の採用せる組織の形式は極めて古く、其起原は法王制度も教會の分裂も未

だ存在せざりし以前に案め得るのである。而して現在、キアンタベリの大監督は習慣上前に云へるラムベス會議の議長ではあるが、組織上の權威者では無い。また此會議の開會中は十八名の評議員を置き、全聖公會に起る信仰、職制、政治等に關する種々なる問題を處理するが、之とてもラムベス本會議同様、組織上何等の權威を持たぬのである。要するに此教團は「中央組織を有たざる一種の共和團體であり、政府を有たざる一種の同盟組織である」。

三、アングリカン教團と日本聖公會

アングリカン教團と、印度、支那、アフリカ、日本及び其他の諸國に成立した土着教會との關係如何と云ふに、それは有機體と其肢との間柄に比すべきものであらう。たとへば身體と四肢とは其生命に於て共通である。然れども四肢は身體全部の爲に自由に行動する。其やうに普公的信仰は、教團全部の生命であるから、全體に於て共通的に之を確保せねばならぬが、而も何等他よりの束縛を受けず自由に行動するのである。之を具體的に云へば、「アングリカン教團に屬する諸教會は、天下の聖公會が有する信經又は初代の組織を變更すべきで無いが、しかしながら基督教的信仰の内容を異つた國々の人民に示す爲には、最善の方法を採用すべき權利を有する、即ち此目的を達する爲に諸國の教會は、其智慧と經驗に従ひ、儀式、禮典、習慣及び懲戒法等を制定するを得」（クレイン監督）るのである。尤も此末文にあるが如き自由を許すために、一方分裂の危険も無いでもないが、それにも係らず、かゝる問題に就ては、全く其國々の教會に一任するのである。茲に聖公會の一特色として自由を重んずる精神が見えるのである。故に一九三十年のラムベス會議の決議の中に次の一項がある。曰く、「彼ら（新に成立した傳道地の教會）は別箇即ち國民的教會

なれば、かゝる教會として、各國內に基督教の信仰、生活、及び禮拜を、國民性に應じて發表し且開發す。

日本聖公會は、アングリカン教團に屬する英米聖公會傳道協會の働に依て成立した、所謂土着教會又は國民教會の一であるが、明治二十年（一八八七年）組織成立したとき、前に述べたやうな組織、理想、主義に達つた自治的の一團を形成し、遠く四十七年の昔に、事實上の一管區ツピセンとなり、世界に於ける近世の傳道史に、赫々たる成功の光を放つて居るが、其時以來我日本聖公會は、アングリカン教團の一肢體となり、日本聖公會の監督は、ラムベス會議に出席する特權を與へられて居た。而も正當に組織せられた教區の邦人監督が出席したのは、去る昭和五年（一九三〇年）が最初であつたから、會議は此際改めて日本聖公會が、正式にアングリカン教團の一分子となつたことを、感謝を以て承認し、其出席を歓迎する旨の決議をなし、同時に邦人監督と同様初めて出席した支那人監督に對しても、同じく歓迎の決議をした。其全文次の如し。

「當會議は日本並に支那に於て、管區の組織成り、日本聖公會並に中華聖公會が、アングリカン・コミュニオンの一部を成せる教會となれることを感謝し、之を承認し、又ラムベス會議の歴史中、始めて該教會の監督として出席せる日本及び支那の監督を歓迎す」

（因に右支那監督は河南省補佐監督鄭和甫博士で、日本監督は本講座の筆者自身である）

依て惟ふに、我日本聖公會は、今や米國聖公會、カナダ聖公會其他の聖公會が、全聖公會に對すると同一の地位を有し、一方完全なる獨立の自治體であると共に、又他方アングリカン教團の一分子として、全聖公會と全き交際を保持するものと名實共になつた譯である。

四、日本聖公會の現行法憲法規

過去四十有七年間に於ける、我教團の發達、四圍の事情の變化により、聖公會の根幹とも云ふべき、法憲及び法規は、其後改訂増補せられ、幾多の變遷を経、最初のものとは異りたる形を取り、最後に昭和七年（一九三二年）第十七總會の決議により次の如くなつた。

日本聖公會法憲法規

序 文

「此法憲法規ハ英國聖公會 (The Church of England) 及び米國聖公會 (The Protestant Episcopal Church in the United States of America) ヨリ派遣セラレタル監督聖職信徒及び以上ノ公會ト關係アル日本聖職信徒代議員ガ明治二十年（教主降世千八百八十七年）二月大阪ニ會合シ聖公會ノ綱憲ニ基キ日本聖公會ノ組織ヲ完成シ自治ノ基ヲ開キ之ヲ制定シ爾來幾多ノ修正ヲ經タルモノナリ」

綱 憲

日本聖公會ハ全世界ノ聖公會ト共ニ聖公會ノ綱憲ヲ遵奉スルコト左ノ如シ

第一、日本聖公會ハ舊新兩約ノ經典ヲ受ケ之ヲ神ノ啓示ニシテ救ヲ得ル要道ヲ悉ク載セタルモノト信ズ

第二、日本聖公會ハニケア信經使徒信經ニ綜括スル信仰ノ道ヲ公認ス

第三、日本聖公會は主イエス・キリストノ命ジ給ヒシ教理ヲ説キ其自ラ立テ給ヒシ洗禮聖餐ノ二聖バプティスマンヲ行ヒ其訓戒

ヲ遵奉ス

第四、日本聖公會ハ使徒時代ヨリ繼承シタル監督、長老、執事の三職位ヲ確守ス

日本聖公會法憲

第一條 日本聖公會ハ之ヲ若干ノ教區ニ分ツ、教區ハ教区内ノ教會ヲ包括ス

教區ヲ設置スルニ至ラザル地方ヲ地方部又ハ傳道地トス

地方部ハ凡テ教區ニ準ズルモノトシ特ニ規定アルモノノ外教區ニ關スル條規ヲ適用ス

第二條 日本聖公會ノ教區ハ教區監督ノ召集ニヨリ教区内ノ現任聖職ト信徒代議員トヲ以テ教區會ヲ開クモノトス

教區會閉會中ハ教區ノ立テタル常置委員ハ監督ヲ補佐シ教區ノ施政ニ參與ス

第三條 日本聖公會ノ教會ハ監督ノ認可シタル長老ノ司牧ニ屬スル信徒ヲ以テ組織ス

教會ハ信徒ヲ代表スル教會委員ヲ常設シ長老ノ下ニ委員會ヲ組織シ之ヲ教會ノ代表機關トス

第四條 日本聖公會ノ總會ハ現在ノ監督ト聖職及ビ信徒ノ代議員トヲ以テ組織シ其閉會中ハ教務院之ヲ代表ス

第五條 日本聖公會ハ三年毎ニ總會ヲ開ク其期日ト開會地トハ監督會之ヲ定ム、但シ監督會ハ教務院ト商議ノ上臨

時總會ヲ開クコトヲ得

第六條 總會議事ノ採決ハ監督ト代議員ト各別ニナスベシ又聖職代議員ト信徒代議員トノ間ニ於テハ場合ニヨリ之

ヲ別ニナスコトヲ得

第七條 總會ノ權限ハ左ノ如シ

一、日本聖公會ノ平安進歩及ビ統一ニ關スルコト

二、内外傳道事業ニ關スルコト

三、法憲法規ノ改正

第八條 日本聖公會ノ監督會ハ日本聖公會現任監督ヲ以テ組織ス

第九條 日本聖公會ノ公禱聖餐諸式ハ日本聖公會祈禱書ニ依ル

臨時使用ノ公禱文ハ監督ノ制定又ハ認可ヲ要ス

第十條 法憲ノ執行方法ハ法規ニヨリテ定ム

第十一條 法憲及ビ日本聖公會祈禱書ヲ改正セントスルトキハ其修正案ヲ定期總會ニ提出シ其協賛ヲ得タル上更ニ

次回ノ定期總會ニ提出シ出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ確定スルモノトス

以上に記したる綱憲及び法憲の執行方法（前掲第十條）の細則としては法規が規定されてある。之も最初のもとは、内容分量とも大に異なるものとなつた。今其全部を掲載する煩を避け、項目のみを記すこととする。

第一章 監督任命に關すること

第二章 長老及び執事任命に關すること

第三章 聖職候補生に關すること

第四章 第五條 傳道師、女執事及び婦人傳道師任命に關すること

第六章 教會の組織及び牧師の任命に關すること

第七章 教會委員に關すること

第八章 禮拜堂及び禮拜執行に關すること

第九章 教區の設置、地方部及び傳道地の開設に關すること

第十章 教區會の組織、召集、權限に關すること

第十一章 常置委員の選舉及び其職務に關すること

第十二章 監督會の組織、權限に關すること

第十三章 日本聖公會總會に關すること

第十四章 日本聖公會教務院に關すること

第十五章 傳道局に關すること

第十六章より第十九章までには、監督資金、會計検査、祈禱書正本保管委員及び結婚に關することを定め、最後に聖職の懲戒に關する重大なることを規定して居る。其他附録として、各教區地方部の區劃表を掲げ、全國に亘る十箇の教區地方部の區分を明示する。

前掲法規中、殊に第十四章教務院に關することは、日本聖公會の組織に關係するから、少しく詳細に亘りて述ぶることとする。其規定の第一條に曰く

「日本聖公會教務院ハ日本聖公會總會ノ決議ニヨリテ生ズル日本聖公會ノ事務ヲ處理シ及ビ總會ノ設置シタル諸委員ヲ監理シ且總會閉會中總會ヲ代表スル機關トス」

また其第三條、第四條に曰く

「教務院ニ總務、財務、教育、文書、傳道ノ五局ヲ置ク、總務局ハ庶務統計及ビ他ノ各局ニ屬セザル事務、財務局ハ會計ニ關スル事務、教育局ハ教育ニ關スル事項ノ調査及ビ指導、文書局ハ文書ノ保管著作及ビ出版ノ事務ヲ取扱ヒ、傳道局ハ内外ノ傳道ヲ經營ス」

「教務院ニ總裁、副總裁、院長、各局長及ビ理事各局三名、並ニ參議員八名ヲ置ク、日本聖公會議長ヲ總裁トナシ其他ノ諸監督ヲ副總裁トナシ院長、局長、理事及ビ參議員ハ定期總會ニ於テ選舉スルモノトス」

斯の如き組織と機關のうちにあつて、内は日本聖公會として統一を保ち、外は全世界の聖公會と連結せる一肢體として、教會の機能を發揮しつゝある。之が日本聖公會の今日の姿である。

五、日本聖公會と聖書及び信經

前項に掲載せる日本聖公會綱憲第一、第二に明記せるが如く、聖公會は舊新約聖書を受け、且つニケア信經及び使徒信經を公認する。本項に於ては専ら之等の點に就て論ずることとする。

聖書 「バイブル」なる英語は「書物」を意味するギリシヤ語から來たものである。聖書は一卷になつて居るけれども實は多數の叢書である。舊約三十九卷、新約廿七卷、合せて六十六卷の各書は其種類に於ても其時代に於ても甚だしく異つて居る。最も古き著作と最も新しきものとの間には、實に一千年以上の年代を隔てゝ居る。内容にも、歴史、律法、詩歌、格言、豫言、書翰、四福音及び黙示録など多くの種類がある。各記者の文體もそれ／＼異つて居

ることは、近代の作者と同様である。しかし聖書の首尾を一貫して居る大思想は神及びキリストに外ならぬのである。舊約聖書はイスラエル民族の、特異なる方法による歴史である。それは此民族の宗教の歴史で、神が如何にして此民を選び、彼等を導き、彼等を訓練し、教育し、また神の目を通して如何に人間を見給ふかを物語るものである。新約聖書に於ては、福音書の中に、イエス・キリストの物語と、彼に親しんだ人々の受けた彼の印象の記録とがある。使徒行傳には、基督教會の起原に就て記し、書翰には、大傳道者パウロやヨハネ、ペテロ、ヤコブの如き他の指導者たちの手紙がある。舊約と新約との關係を云へば、其間の連絡極めて密接で、前者は後者のために道を備へ、後者は前者の完成したもので、此兩者は神の人間教育に於ける繼續的な二つの段階である。一は神の真理の曙光を見、他は白日の光輝を仰ぐ。

現在舊新約聖書に含まれて居る諸書は、元と他の宗教的文書と共に存在して居たが、其うち或種の書物が、種々なる理由に依て特別に價值あるものと認めらるゝに至つた。而して如何なる書物が公認されたる聖典の目錄中に含まるべきかを決定する時期が來た。其時期は舊約に在ては、紀元前約百年、新約に在ては紀元後三百九十七年までに、各經典が定められた。その時以來、我等の聖書を構成せる諸書は、教會の公定の聖書と認めらるゝに至つたのである。聖書は人の手に依て書かれたけれども、其中には神によつて與へられたる啓示の記録を包有するのである。聖書の中には人間的要素があるが、また神的要素もある。聖書をして貴重ならしむるものは實に此神的要素があるからである。即ち神は聖書記者の心を感動し、神の御心を悟らしめ、宗教的眞理を教へ、高き思想を以て其心に充たしめ給うた。かくて靈感を受けたる記者は、自身特有の表現法を以て之を書いたのである。

前に掲げた如く、聖書は「救ヲ得ル要道ヲ悉ク載セタルモノ」であるから、凡そ神に關すること、キリストの教に關すること、人類の性質と其罪惡に關すること、日常生活及び道德に關する原則、來世に關することなど、何等他に附加ふる必要なきまでに完全に示されて居る。故に人々は之に依て最も豊富に魂の糧を得、慰安と生命の泉を其中に汲み、以て盡きる處を知らぬ。されば代々の教會は之を以て信仰生活の標準とし、教義を決定する終局の規矩準繩とし、人生の行路を照す「足の燈火、路のひかり」として今日に至つたのである。聖書は斯かる貴重なるものなるが故に、基督教徒としては一日も其座右より離すべからず、また教會としても、あたかもユダヤ人が彼等の聖書を神より「委ねられた」神の言」として守つたと同じく之を擁護せねばならぬ。

信 經 抑も教會は神聖なる一社會にして、其會員たるものは、共通なる信仰の鍵を以て結合さるべきものである。此觀念は基督教會歴史の最初に於て目撃する處のものである。ペンテコステの日に洗禮を受けて教會に連りたるものは、たゞに「其資産を賣り、各人の用に從ひて分ち與へ、共に集つて、パンを擘き祈をなし」たのみならず「使徒たちの教」を受けた。之はキリストが其弟子たちに下し給ひし最後の命令に「わが汝らに命ぜし凡ての事を守るべきを教へよ」とあるに基くものである。而して此命令は爾後に於ける使徒たちの行爲を支配し、バレストアインを初め、小アジア、ギリシヤ、イタリーなどにて得たる改宗者を訓練指導するとき「使徒たちの教」の要約したるものを用ひたこと、推測せられる。コリント前書十五章三「我が第一に汝らに傳へしは我受けし處」、ロマ書十六章十七「傳へられし教の範」、ユダ書三「聖徒が一度傳へられたる信仰」、テモテ後書一章十三「健全なる言の模範」などあるは即ちそれで、何れも後世に出來た信經の萌芽と見るべきものである。

本項の初めに云へるニ信經のうちニケア信經に就て云はんに、此信經は當時教會内に起りたる異端に對し、正當なる信仰條條を一層詳かに記述使用する必要を生じ、其大部分は紀元三百廿五年のニケア會議にて起草せられ、且つ採用せられたものであるが、全體に使用せらるゝに至つたのは、紀元四百五十一年に於けるカルシドン會議に於て、あつた。次に其全文を掲げることとする。

「我は唯一の神、全能の父、天地と凡て見ゆる物と見えざる物の造主を信ず

我は唯一の主イエス・キリストを信ず。主は萬世の前に父より生れたる獨りの御子、神よりの神、光よりの光、眞の神よりの眞の神、造られずして生れ、父と一體なり。萬のもの主によりて造られたり。主は我ら人類のため、又われらを救はんが爲に天より下り、聖靈によりて處女マリアより肉體を受け、人性を取り、我らの爲にポンテオ・ピラトの時十字架に釘られ、苦難を受け、葬られ、聖書に合ひて三日目に甦り、天に昇り、父の右に座し給へり。また榮光を以て再び來り、生ける人と死ねる人を審き給はん。其國は終ることなし」

「我は聖靈を信ず。聖靈は生命を與ふる主、父と子より出で、父と子と偕に拜み崇められ、預言者によりて語り給ひし主なり。我は使徒たちよりの唯一の聖公會を信ず。罪の赦免を得る唯一の洗禮を信認す。死し人の復活と來世の生命を望む、アマメン」

基督教は永き歴史の過程に於て、教會内に異端を唱道し、信仰に疑義を生じまたは眞理を曲解するが如きものに出遇うたとき、此重要な規範によつて明確に判断したものである。かくて教會は正當なる信仰の立場を擁護して今日に至つた。其他信經を教會の禮拜に於て、會衆一同聲を合せて唱讀するのは、各自の信仰の告白として、また教訓を

受ける方法として、大なる價值がある。之等の意味に於て、教會は禮拜の際には必ず信經を用ふるものである。

六、日本聖公會の聖奠

聖奠に關して、公會問答の教ゆる處左の如し。

問 キリスト其公會のために建て給ひし聖奠幾何ありや

答 救を得るに必要な聖奠たゞ二つあり。即ち洗禮と聖餐、之なり

問 聖奠とは如何なるものぞ

答 聖奠は、我等に給ふ靈なる恩恵の徴證なり。キリスト自ら之を建て、此恩恵を受くる方法とし、又此恩恵を賜ふ證となし給へり

問 一の聖奠を幾個に分つか

答 二個に分つ。一つは目に見ゆる外の徴證。一つは靈なる内の恩恵

之等の問答の中に、先づ聖奠の設定者は誰かと云ふこと、其數は幾個かと云ふことを指示してある。即ち設定者はキリストで、其數は、救に必要なものは、たゞ洗禮と聖餐の二個である。他にも所謂聖奠なるものがあるが、それ等は救に必要なものでないと云ふことになる。

抑も教會は其性質に於ても働きに於ても聖奠的である。教會の中には自然的なるものと超自然的なるもの、人間的なるものと神的なるものが、神に依て結び合はされて居る。之は人間が體と魂とを有つて居ること及び、神の子キ

リストが、人類救拯の爲に受肉降生し給うた事實と一致して居る。故に人間が神の恩恵に與かり、靈的生命の成長發達を遂げん爲には、聖奠的方法に依るのは當然のこと云はねばならぬ。

聖奠とは、單に外部に現れた儀式のみでは無く、心裡に賜ふ靈なる恩恵の徴證であり、方法でありまた證である。故に聖奠は目に見ゆる外の徴證と靈なる恩恵とが相伴はねばならぬ。人間が肉體のみを具へた獸類でもなく、また靈のみを具へた天使でもない以上は、神が其恩恵を人間に與へ給ふ時、外部の徴證を與ふることに依りて、内部の恩恵を授け給ふことは、最も當を得たるものと云はねばならぬ。併し聖奠はそれ自身人を救ふことは出来ない。それは魔術的まじなひでは無い。受領者の信仰と能力に従つて、魂の中に聖奠の恩恵に對する應答がなければならぬことは云ふ迄も無い。

洗禮 此聖奠はキリストが昇天の前に制定し給うたものである。曰く

「我は天にても地にても一切の權を與へられたり。然れば汝等往きて、もろ／＼の國人を弟子となし、父と子と聖靈の名によりてバプテスマを施し、わが汝らに命ぜし凡ての事を守るべきを彼らに命ぜよ」

此遺命に従ひ、洗禮が第一に執行せられたのはペンテコステの日であつた。(使徒行傳第二章)其日ペテロの説教により悔改めた人々が「我ら何をなすべきか」と尋ねたとき、ペテロは「なんぢら悔改めて、おの／＼の罪の赦を得んためにイエス・キリストの名によりてバプテスマを受けよ。然らば聖靈の賜物を受けん。この約束は汝らと汝らの子らと凡ての遠き者、即ち主なる我らの神の召し給ふ者とに屬くなり」と答へたが、此時以後洗禮は、教會に入る方法、救の状態に入る手段であつた。

公會問答にまた曰く

問 洗禮の目に見ゆる外の徴證は如何ん

答 水なり。之にて父と子と聖靈の名によりて洗禮を受くるなり

之が洗禮の外部の儀式として、本質的に必要な一切である。

問 洗禮の靈なる内の恩恵は如何ん

答 罪について死に、義について新に生るゝことなり。我ら罪の中に生れ怒の子たれども、洗禮によりて恵の子とせらるゝなり

之等の問答に示すやうに、洗禮は全く神の恩恵を人に傳ふる用具で、また其與ふる恩恵は、新生命と罪の赦免とである。而して此新生命と罪の赦免とは、キリストが人間に與へんとて、世に來り給ひし主要なる恩恵であつて、何れも聖靈の働きに依ることである。言を換へて云へば、人間は自然には、其祖先なる第一のアダムと合體するもので、自ら罪の爲に滅亡するの他なきも、洗禮に依りて第二のアダム(キリスト)に合體して、贖はれ救はれたる族となり、一切の特權を享受するに至るのである。しかもたとひ完全なる儀式によつて洗禮を受くるも、若し信仰と悔改とが伴はないならば、洗禮の恩恵は徒らに魂の中を横ぎるに過ぎないことゝなるであらう。教會の肢とはなつても、何等心靈的の價値を持たない。故に此點について公會問答は次の如く云ふ。曰く

問 洗禮を受くる人に必要なことは何ぞ

答 悔改と信仰なり。我ら悔改を以て罪を捨て、信仰を以て此の聖奠によりて神の約し給へる事を確く信するなり。

次に聖公會にては、古來幼兒に洗禮を授くる習慣である。其理由は凡そ次の如くである。舊約時代には幼兒生れて八日目に割禮を受け、神の契約の民として受入れらるゝの特權を有つて居た。其約束が新約時代となつて小さく制限されるとは思はれない。キリストは「幼兒らの我に來るを許せ、止むな、神の國は斯の如きものゝ國なり」と云ひ、幼兒の上に祝福の手を抜き、無意識な幼兒にも、心靈的な恩恵を受け得ることを示し給うた。幼兒は自ら悔改と信仰を持たぬが、而も其心裡には何等自我的な悔改の拒否及び不信仰が無いから、神から來る洗禮の恩恵を、何の妨害もなく受入れ得るのである。

洗禮を受けた幼兒が成長するにつれ、もし基督教教育を十分に受けなかつたならば、遂に洗禮の恩恵は枯死し、聖靈の果を結ぶことなくして終るであらう。されば神が彼等の爲に何をなし給ひしかを教へ、悔改と信仰に導かねばならぬ。これが爲に聖公會にては、洗禮を受くる幼兒のために教父母なるものを立て、絶えず教子の爲に祈り、靈性の發育に對する責任を盡し、代つてなした約束が空しくならぬやう勉めしめるのである。

聖餐 此式はイエス・キリストが十字架に釘づけられ給うた前夜、ユダヤ人の三大節なる國民的祝日のうち最も大なる逾越節の日、エルサレムの或家の二階座敷に於て、キリスト自身に依て制定されたものである。爾來基督教は永き歴史を通して此式を守り、之を禮拜の中心として今日に至つた。今後も教會の續かん限り絶ゆることが無いであらう。此式の制定に就て新約聖書には四つの記事があるが、其中パウロの記したコリント前書の記事を代表として茲に引用すれば、次の如くである。

「主イエス付され給ふ夜、パンを取り、祝して之を擘き、而して言ひ給ふ「これは汝らのための我が體なり。我が

記念として之を行へ」夕餐ののち酒杯をも前に如くして言ひ給ふ「この酒杯は我が血によれる新しき契約なり。飲むことに我が記念として之をおこなへ」。

此記事に依て聖餐式の様式と意義とを知ることが出来る。様式とは即ち公會問答に所謂「外の徴證」であつて、それは「パンと葡萄酒なり。主これを受くべしと命し給ふ」たものである。然らば聖餐の意義は如何んと云ふに、

第一は記念の祭であるとのことである。即ちキリストは弟子たちに、彼の死を記念せしめんために、象徴的に、割きたるパンと葡萄酒とを與へ給うた、而して我等が之を受くる毎に、我が罪の爲に十字架上に捧げ給ひし此大なる犠牲を、最も美はしき仕方にて回想せしめらるゝのである。故に公會問答には次の如く教へて居る。

問 主は何のために聖餐と云ふ聖餐を立て給ひしか

答 キリストの犠牲となりて死に給ひしことによりて受くる恩恵とを常に記憶せしめん爲なり

第二はキリストに依て靈的生命の養はるゝことである。英國の大神學者フーカ曰く、「聖餐に由て吾人が得る處の恩恵たるや、其用は生命を新に肇むるにあらず既に得たる生命を續くるにあり、凡そ洗禮に由て基礎をすゑ、新しき生命を開き始めたる者は、其己の衷に於ける生命の存續する爲に規定されたる榮養の食物を茲に得たるものと云ふべし」と。此點に關しても公會問答に次の如き明白なる教がある。

問 此徴證の指し示すものは何ぞ

答 キリストの體と血なり。聖餐に於て信する者は、靈にて眞實に之を受くるなり

問 聖餐に與かるに因りて得る處は如何ん

答 我らの靈魂キリストの體と血の養ひを受けて健かになる事なり。我らの體がパンと葡萄酒の養ひを受けて健かになるが如し

第三はキリストの臨在に接することである。此式の全體を通じて、キリストは目に見ることは無論出来ぬけれども、眞實に臨在し給ふのである。しかし臨在と云つても、一定の場所又は空間を占め給ふのではない。之等の觀念を全く心から除去し、眞實なる活動に依て現はされたる靈的臨在として考ふべきである。キリストは靈的に自己を與へて、人々の心情を潔め、意志を強くし、自己に結びつけ給ふのである。キリストは、人々がパンと葡萄酒を受くる時に、その人々の祈禱、告白、感謝、獻身などに於て之を祝し助けんとして臨在し給ふのである。人々はキリストの生命を各自のうちに受け入るゝ時、即ちキリストを「食ふ」のである。しかしながら、若し惡き心又は不用意なる心の態度を以て此式に來るならば、恩恵を受くるを得ないのである。聖別された一片のパンを食ふと云ふことだけでは何の靈的の恩恵を與へない。パンは信仰と悔改と待望とを以て來る人々へのみキリストの體たり得るのである。

第四は犠牲の記念である。イエス・キリストによつて獻げられたる罪のための大なる贖罪の犠牲を記念するのである。此犠牲は唯一度獻げられたもので、繰返し得ずまた其必要なものである。聖別の祈に記されたるが如く、キリストは十字架上に「唯一度其身を獻げて犠牲となし、萬民の罪を全く贖ひ」給うたのである。而して人々は此式に於て主の犠牲の効績即ち贖罪の恩恵に自己を連結することが出来るのである。加之此式に依て人々は、聖餐式の祈のうちにある如く、自己を神に獻ぐるのである。「主よ我らいま身をも靈魂をも潔き活ける供物として獻げ奉る」。イエス・キリストは人々の爲に十字架に死に給うた。しかし人々が十字架を自己のものとし、その精神の中に入り、罪に死

し、神に仕ふる爲に自己を獻ぐるにあらざれば益はない。ヘブル書が教ふる如く、神の受け給ふ唯一の犠牲は、人々の意志と心情の犠牲である。

第五に聖餐式は本質的に「交り」の式である。其一是キリストと交ること、此點に就てはすでに上來述べ來つた處で、聖餐式の祈のうちにある如く「我らの罪ある體はキリストの體にて潔められ、我らの靈魂は其貴き血にて洗はれ、我らは常にキリストに居り、キリストは常に我らに在すことを得」るのである。其二是此式によつて信徒が皆一つの交りに入ることである。此式に與かる者は、一つのパンを領ち、一つの杯より飲み、また一人の教主に仰ぎ見、以て同一の恩恵に浴する。之は此式の社會的側面を表示したもので、キリストに救はれたる者が、皆靈の兄弟として、共通の生命を有し、同じ靈の飲食によつて養はれつゝある一體なることを、實現するものである。

信徒按手式 此式は監督が、すでに洗禮を受け、道理を辨へ得る年輩の人々に手を按き、其人々に聖靈の降らん爲に祈る式である。外なる徴證と内なる恩恵が伴つてあるから、聖餐としての要素の一部を具有するとは云へ、これまで述べ來つた洗禮及び聖餐と同一の意味を以て聖餐と云ふことは出来ぬ。

此式の起原を聖書に尋ぬるならば、使徒行傳第八章並に第十九章に次の如き記事がある。

「エルサレムに居る使徒たちは、サマリア人神の御言を受けたりと聞きてペテロとヨハネとを遣したれば、彼ら下りて人々の聖靈を受けんことを祈れり。これ主イエスの名によりてバプテスマを受けしのみにて、聖靈未だ其一人にだに降らざりしなり。爰に二人のもの彼らの上に手を按きたれば、みな聖靈を受けたり」。(第八章)

「かくてパウロ……エペソに到り、或る弟子たちに逢ひて、『汝ら信者となりしとき聖靈を受けしか』と言ひたれ

ば、彼らいふ「いな我らは聖靈の有ることすら聞かず」。…彼らこれを聞きて、主イエスの名によりてバプテスマを受く。パウロ手を彼らの上に按きしとき聖靈其上に臨み：…」。(第十九章)

按手式(又は堅信禮)なる名稱は、第四世紀に至つて用ひ初めたと云ふが、前に掲げた記事によつて其起源を知ることが出来る。其時以後今日に至るまで教會に於て實行して來たのである。

此式の意義に就ては、二つの側面から考察せねばならぬ。一は神の側面で、他は人の側面である。先づ神の側面から考へんに、凡そ基督教に於ては、一切の事、神の爲し給ふ處から出發せねばならぬ。即ち神は人類を創造り、人が神を愛する前に神先づ人を愛し給ふ。神は人類の救主としてイエス・キリストを與へ給うた。同様に按手式に於ても、神の側から人々を強むる爲に聖靈を與へ給ふのである。此式を一名堅信禮(コンファメーション)と云ふのは、神が人を「堅め」給ふからである。新約聖書に、聖靈を「慰むる者」と云ふが、此語はラテン語では「強むる者」との意味である。實に聖靈の働きは、人生の戦に於て神の援助を與ふることである。祈禱書按手式文に、監督が候補者に按手する前に、「願くは慰藉者なる聖靈を以て彼らを強め、日々益々諸般の賜物を與へたまへ。彼らに智慧・聰明の靈・善謀・剛毅の靈・智識・敬虔の靈を授け、また主を畏む靈を常に満たし給へ」と祈り、また監督が各自の上を手を按くとき、「日々ますます、聖靈に充され」ることを祈るのである。

次に人の側面を云はんに、此式はさきに云へる如く、道理を辨へ得る年輩の人にして、基督の信仰に教育せられ、正しき生涯を送らんことを、自ら決心し得る年齢に達した人々の受くる式である。故に按手候補者は、信經、十誡、主の禱、公會問答などを學びたる者でなくてはならぬ規定となつて居る。従つて此式に與かる年齢は、壯年以後に洗

禮を受けた人は別として、幼兒の時に受けたものは、少年少女期から成年期に移る間の時期が、一般に適當である。蓋し此時期は、肉體的にも精神的にも、人生の一大危機で、同時に教父母が代つてなした洗禮の契約を、自己の責任として負ふべき時であるから、特別なる神よりの援助を受くるに非ざれば、内外より迫り來る凡ゆる誘惑に打勝ち、聖き生涯を送ることは不可能であらう。故に人間の側面としては洗禮の時に、神と會衆の前にてなした契約を大決心を以て今一度堅むることが必要である。

かく神よりの聖靈と之を受くる人の心の準備とが一つとなり、此式は眞に有効である。監督は祝福の自然なる象徴として、候補者の頭上に手を按いて祈る。候補者は大なる期待を以て眞實熱心に祈り求むる、爰に聖靈は豊かに降り、洗禮が新らしき出發であつた如く、按手は第二の新しき出發となるのである。

七、日本聖公會の聖職

日本聖公會に於ては、他國に於けるアングリカン教團と同じく、監督、長老、執事の三職位を保持する。祈禱中聖職按手式の緒言のうちに、「キリストの公會に、使徒時代より監督、長老、執事の職位ありしこと明かなり」と記して、其起原を遠く使徒時代に置くが、此制度は以後連綿として宗教改革の大波にも渡はれずして今日に至つた。

凡そ世に存する如何なる種類の團體若くは結社にても、必ず役員なるものがあつて、其指導の下に事務を執行するのが常である。基督教會また此通則に漏れず最初から聖職なる役員があつて、一般信徒と區別せられ、牧師と信徒、治者と被治者の關係を有つて居た。

然らば所謂聖職役員の任命は誰がしたか。換言すれば聖職の權威の本は何處にありやとの問題となるが、之は即ちキリスト自身であると云はねばならぬ。ルカ傳六章に見るとイエス・キリストは、十二使徒を選ぶとき「山に行き神に祈りつゝ夜を明かし……夜明になりて弟子たちを呼び寄せ、其中より十二人を選び」其後主は使徒たちに對して、「汝ら我を選びしにあらず、我汝らを選べり」と云ひ給うた。其他使徒行傳に記述せる長老、執事等の任命は必ず神立であること明かである。尤もキリスト昇天の後には、使徒たちは其權威を主より授けられたことを確信して、彼ら自身に任命の權を行使した。尙ほまた任命せられる者の中には、使徒行傳の中に記せる七人の執事の場合に於ける如く、信徒の全會より推舉したこともあるが、最後の任命は上より來たことは疑ふ餘地が無い。降つて初代の教會及び其以後に現はれた事實も之と異なる處が無い。日本聖公會にても、聖職はすべて、イエス・キリストに始まり、使徒たちに傳はり、悠久なる教會の歴史を經、代々の監督を通じて繼承せられた權威によつて、監督の任職する處のものである。

次の問題は聖職の職位は、三階級であつて、各其職務を異にし、上下あるべきやと云ふことである。此點に就ては、キリストが洗禮と聖餐を守れと命じ給ひし時の如き、何等紛れなき命令が無いのみか、聖書の何處を見ても、教會が採用すべき組織の形式に就ては、何も教へ給うたものが無い。故に、三聖職の制度は、恐らく使徒及びそれに續く時代に於て、漸次發達したものとされる。今其次第を次に録すこととする。

執事 使徒行傳六章には、貧民救濟の爲に集めたる資金の施與の爲に、或る聖職を任命することが、如何に早くからエルサレムの教會で必要となつたかを記して居る。云ふまでもなく使徒たちは全教會の一般的な管理と、殊に

聖言を宣傳へることを委ねられて居たから、貧民救濟の爲に勞を分つことが出来なかつた。そのためエルサレムの信徒は召集せられ、「聖靈と智慧とに満ちたる令聞ある者七人」を選ぶことが命ぜられた。之等の七人が使徒たちの許に連れ來られ、祈りと按手によつて其働きのために選別された。之が執事職の起原である。しかし此七人が後代の執事と同一であるとは云へない。また「執事」なる語も使徒行傳には出て居ない。のみならず使徒たちは之を永久的な職位とする考であつたと云ふ何等の證據も無い。恐らく永久的の執事職は後代に起つたものであらう。斯く云へば使徒行傳に於ける右の記事と今日の執事職と何等の關係がなきやうであるが、今日の執事の職務の中には、救濟及び其他の事も含んで居るから、此記事を以て執事職の起原と認めるのである。

長老 新約聖書に於て、種々なる地方の教會に、「長老」たちの存在してゐたことを讀む。之等の者は恐らく會衆の先輩或は教會の業務を管理する爲に選ばれた或る特別の資格を具へた人々であつた。かゝる職務の出来るは自然でもあり又必要でもあつた。之等の人々は第二の職位を形成せるもので、その務は多種多様であつた。貧民や病者の世話をなし、執事を管理し、公けの禮拜を司り、信者間の訴を裁き、地方教會の一般的な管理をした。彼等は祈りと按手によつて、其職務の爲に選別された。使徒たちは彼等を任命する權威者であつた。かくの如き起原を有する長老は、今日我聖公會にては次の語を用ひて行ふ監督の按手に依て任職される「父と子と聖靈の名によりて今なんぢに手を按き、神の公會に長老たる職に任ず」これに依て彼は其民の司牧者としての權威と力を與へられ、監督の下に指定された場所に於て、其職務を執行するのである。

監督 監督職は、一箇の職位としては、執事と長老が初めて任命された後相當の年月を経るまでは存在しな

つた。之は恐らく當時の教會は、使徒たちが直接に支配したので、此職位を置く必要が無かつたからであらう。然るに使徒行傳十二章十七、十五章十三などを見ると、「主の兄弟」ヤコブは監督と云ふ名稱は有して居なかつたけれども、其實際は、エルサレムにあつて、教會の首長としてまた會議の議長として、監督たるの職務を行つたことが判る。之を以て見れば、此時すでに使徒以外に教會を支配する別の職務をとる人のあつたことを知るのである。また紀元六十六年の頃パウロはテモテとテトスを派遣して、小アジアとクレテとに於ける諸教會を司らしめ、少くとも之らの地方に於て後世の監督職と同様な職務を執行はしめたと見える。かくの如き過程を取つて漸次發達し、第二世の半頃までに此職位は汎く確立して、教會政治の甚だ價值ある形體となつた。

かくて使徒時代より不斷の繼續のあつた聖職は、監督職位の確立以來、監督をも含めて、新しき聖職を立つるの權能は、監督の手に委ねらるゝに至つた。而して此三職制度は、爾來十六世紀に至るまで、基督教會唯一の政治形態であつた。

我聖公會は、他の歴史的監督制度を有する諸教團と同じく、此制度を保持するものである。監督の任命は、先づ教區會にて選舉せられたる者が、最も嚴肅なる式のうちに、三人の監督の按手と、司式監督の言ふ次の言を以て行はるのである。祈禱、諮問、誓約などのあるは云ふまでもない。

「父と子と聖靈の名によりて今汝に手を按き、神の公會の監督たる職に任ず。汝之行ふために聖靈を受けよ。アマメン

汝この按手によりて受くる所の神の恩恵をますます盛んならしむることを勉めよ。神の我らに賜へる靈は應ずる靈

にあらず、權威と愛と謹慎の靈なり」

茲に於て司會監督、聖書を付して言ふ

「汝之を讀むことと人を勧め教ふことを勉め、之に記せることを能く考へ、専ら之に心を寄せて汝の進歩を顯すべし。汝おのれを慎み、また教ふことを慎み、恒に此らの事を勉めよ。然らば汝おのれを救ひ、又なんちに聞く者を救はん。汝キリストの群の牧者となりて豺狼となる勿れ。之を養ひて之を食ふ勿れ。弱き者を助け、疾病を治し、傷を包み、棄てられし者を導き歸し、迷へるものを尋ね求むべし。なんぢ人を憐むに寛やかに過ぐることなく、人を憐すに憐憫を忘るゝ勿れ。然らば大牧者の顯れ給ふとき、其御手より朽ざる榮光の冠冕を受けん アメン」

八、日本聖公會の禮拜

抑も禮拜とは、人の生れながらに有する天性に基き、心の奥底より、至高至尊なる神を崇敬し、感謝、讚美を捧ぐることである。禮拜のうちには懺悔、祈願、代禱などを含むは云ふまでも無いが、之等は罪の赦と、祝福と、賜物とを、我がため又は他人のために祈求し、之を受くるを主とするけれども、禮拜は感謝、讚美を主とし、受くるよりも神に捧ぐる事に重きを置くものである。とかく信徒は神の恩恵を祈ることに熱心であるが、神に捧ぐることに就ては冷淡になり易い。しかし人間の神に對する最高の行爲は禮拜であつて、之は神から信徒に與へられた榮ある特權であるから、どこまでも之を行使せねばならぬ。

基督教の禮拜は、キリストに依て啓示せられたる神の性質に應じ、すでに昇天し給ひしキリストの仲保に依て、父

なる神に捧ぐるものである。之は祈禱に於ても讚美に於ても或は感謝に於ても同様である。加之キリストも聖靈も、信仰、祈禱、感謝、讚美の對象として禮拜を受け給ふことは、父なる神と變りはないのである。之が基督教禮拜の特色であつて、基督教徒は皆之に與かる特權と義務とを有つて居るのである。

キリストは「凡そ我名のために二三人の集まれる處には、我も其中に在るなり」と云つて、一箇人の禮拜には不完全なる處のあることを示し給うた。禮拜は必ず團體的でなくてはならぬ。それ故に基督教會は其創立以來、必ず禮拜の場所を定め、同信の者一處に集るを常とした。之れキリストの體の肢として共通の生命に依て連つたものゝ當然になすべき處である。之に依て信徒は靈感を受けて鼓舞獎勵せられ、大なる歡喜と平安を得るのである。

以上述べ來つた主意に従ひ、日本聖公會は、他國に於ける同系統の教會と等しく、特に禮拜を重んずる。而して其公禱に於ては、必ず成文祈禱を用ひる。それが爲に夙に祈禱書を制定し、總會の決議を経て一般に之を使用して居る。現在使用するものは、明治廿九年（一八九六年）の第五總會にて受理せられ、其後大正三年（一九一四年）の第十一總會にて訂正増補を可決し、翌大正四年發刊して、其後今日に到るまで使用して居るが、其一部分をなす早禱、晚禱、嘆願の如きは、日本聖公會成立以前、早くも宣教師若くは邦人の手に依て、邦語に翻譯使用せられた。しかし聖公會全體のものとして權威あるものとなつたのは、第一總會（明治廿年）にて既成のものを採用した時に始まり、それより以後殆ど總會毎に、新たなるものが加へられ又は改正せられて、茲に前記の通り第五總會の時に至つて、ほとゞ完成したのである。左に現行日本聖公會祈禱書の目次のみを掲載することとする。

祝齋日及日課諸表 早禱 晚禱 嘆願 臨時祈禱 臨時感謝 特禱 聖餐式前禱 聖餐式 幼

年聖洗式 私宅聖洗式 壯年聖洗式 公會問答 信徒按手式 結婚式 産後感謝式 病者訪問式
病者聖餐式 埋葬式 幼年埋葬式 大齋懺悔式 アタナシオ信經 聖職按手式 禮拜堂聖別式 牧
師就任式 附録（家族祈禱 新年祈禱 天長節祈禱 收穫感謝 傳道祈禱 洗禮志願式 傳道師認
可式）

聖公會にて祈禱書を使用する理由に就ては、曾て祈禱書序文として起草された一文のうちに盡されて居ると思ふから左に掲ぐることにする。但本文は第七總會に於て、祈禱書中に挿入するの必要なしとのことで、採用するに至らなかつたけれども、祈禱書の歴史、精神及び利益を述べること明かである。

「基督の公會が初代より共同の禮拜に、成文の祈禱を用ひたることは、幾多の證據により明かにして、互に隔離したる諸國の公會が往古より使用したる聖餐式文の中、今尙ほ存するもの二三に止まらず、我日本聖公會が現に使用する處の成文も亦之に則りたるものなり。

我が祈禱書は教主降生紀元千六百六十一年に英國聖公會にて改定したる公禱並に千七百八十九年に之を基として米國聖公會の修正したる公禱書に基づきて編輯したるものにして、曩に全能者の祝福によりて我邦に渡來したる英米兩國傳道監督及び宣教師等は千八百八十二年即ち明治十五年東京に會合して之を各傳道地に使用することを決議し、尋で翌年上梓して公用の用に供せり。是れ此祈禱書の濫觴とす。爾來我日本聖公會は一般に之を使用し來りしと雖も、書中未だ完備せざる所ありしを以て、此書を改訂訂正増補せんことを議決し、多年を経て之を大成し、第五總會の公認を経て、日本聖公會の所用となすに至れり。

抑も本書の如く豫め整備したる成文禱を正しく用ゆる時は、皆心を一にして恭しく恩恵の寶座に近づき、均しく聲を合せて公同の祈禱を公同の天父に献ぐることを得べし。此は恰もダビデの聖詩若くは教會の讚美歌を公用することの合理なると同じ。殊に書中載する處の禱文には、往古より慣用し來れる長年月の歴史を有し、其間神の優渥なる祝福を蒙りて夥多罪人の哀願感謝を助け、彼等をして正當に神に歸り神に近づくことを得しめしもの妙からず、加之、本書を使用する者は神に對して有すべき心意の正狀を知り、又一身一家一國滿天下の爲に献ぐべき祈願の標準を學ぶ等其益擧げて數ふべからず。

願くば我聖職信徒、恭謙の心を存し、公にも私にも忠實に此書を使用し、潔き心と疑を懐かざる信念とを以て、神に近づき、自他の上に全能者の饒なる恩恵を享けんことを」(元田作之進著日本聖公會史より)

九、日本聖公會の現勢

明治二十年(一八八七年)初めて組織成立を見たる日本聖公會は、今や四十有七年の齡を重ね、一箇の尅大なる教團となつて海外にまで發展し、心靈界の爲に少からず貢献しつゝある。最近の統計によれば、其現勢は次の如くである。

教役者

監督一人。内邦人二人

長老二二八人。内宣教師三五人

執事四〇人。内宣教師一人

傳道師及び同補五二人

婦人傳道師及び同補一二七人

教會及び傳道所

教會數二四六個

派出傳道說教所二五六個

信徒數

在籍信徒數四〇五八五人

現在信徒數二六一六五人

受聖餐者數一六、二二五人

現在受聖餐者數一、〇二八人

以上の外、日本聖公會内の箇人若くは團體の經營に係る教育、病院、社會施設等

神學院一 大學一 中學校二 女學校六 專門學校一 盲學校一 各種學校四 白痴教育一 保

姆養成所三

病院四 施療所二 癩病院二

學生其他の寄宿舍七

結核サナトリウム二

孤兒院一 養老院一

幼稚園、託兒所八五

現在にては、日本全國を十個の教區及び地方部に區別し、各監督は其一を支配して、傳道教會其他の事業に従事して居る。但し北東京地方部は正監督の外に補佐監督がある。

北海道地方部 ゴルドン・ウオルシユ

東北地方部 ノルマン・エス・ビンステツド

北東京地方部 ジョン・マキム

シ・エス・ライフスナイダ(補佐)

東京教區 松井米太郎

南東京地方部 サムエル・ヘズレツト

中部地方部 ヒーバ・ハミルトン

京都地方部 シャーレ・ニコルス

大阪教區 名出保太郎

神戸地方部 バジル・シムブソン

九州地方部 アーサー・リー

滿洲國の傳道に就ては、大正十二年(一九二三年)以來、東京教區監督の管理の下にあり、今日にては、大連、奉

天、及び新京の各地に教會を組織し、南滿洲滿道沿線の各地に信徒の散在するあり、其數約三百に及ぶ。滿洲國成立以來、内地人の彼地に移住する者頗る多きを加へ、従つて信徒の數も増し、傳道の急を告ぐるもの愈々切なるものがある。長老二人専ら教會傳道に従事しつゝある。

朝鮮聖公會は、獨立の一教區であつて、日本聖公會に屬して居ないが、京城、釜山、大邱、平壤、井邑などに教會あり、其他にも出張傳道所があつて、全國の信徒數四八七人を算する。之に従事する教役者は、内地人司祭二人、宣教師司祭一人、副司祭一人、婦人傳道師内地人二人、宣教師一人である。

中華民國にも、上海、漢口などに邦人聖公會員があつて、相當の數に達し、曾ては漢口に教會を有し邦人長老が勤務したこともあつたが、今日にては、其何れにも働を有つて居ない。

加奈陀にては、ヴァンクローヴァ及びプリンズルバーツに三ヶ所のミツションを有し、邦人長老一人、米人長老一人、邦人執事二人、及び米婦人四人専ら傳道の任に當つて居る。

米合衆國に於ける日本人間の傳道は、其起原極めて古く、現今に於ては教會及びミツションの數九ヶ所に及ぶ。其所在地はシャトル、テラ、桑港、羅府、櫻府、ネブラスカ、ホノルル(二ヶ所)、ヒロなどである。邦人長老八人、米人長老一人、加奈陀人長老一人、邦人傳道師二人及び米人女執事一人専ら其任に當つて居る。

最後に南米ブラジルにては、傳道に着手以來日尙ほ淺きに係らず、成績極めて良好で、サンパウロ市、レジストロ、ピリグアイなどの植民地を初めとして、處々に教會及びミツションを有し、其數二七に及ぶ。而も之に従事する教役者は極めて少數で、邦人長老二人、執事一人、傳道師二人のみである。

(終)

昭和九年七月八日印刷
昭和九年七月十日發行
日本印刷協會
第五回配本

不許複製

東京市神田區一ツ橋通町二
編輯發行
會社 東方書院
代表者 三井品史

東京市小石川區久堅町一〇八
印刷所 共同印刷株式會社
代表者 君島 隆

發行所 會社 東方書院

電話九段三八四二
柳橋東京六八九二一

終

